

国体護持と「八月革命」

— 戦後日本の「平和主義」の生成 —

波多野 澄 雄

筑波大学 名誉教授

1945年8月9日、日本政府は、昭和天皇の聖断によって、国体（天皇制）問題について明確に触れることがなかったポツダム宣言に対して、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を抱合し居らざること」という留保条件付きの受諾を決定した。これに対する連合国の回答は、日本側からみてなおも国体の存否が明瞭ではなく、ポツダム宣言の諸条項に照らして複数の解釈が可能であり、激しい議論の末、8月14日、天皇による第二回目の聖断によって一つの解釈が選択される。この最後の聖断によって選択された解釈とは、最終的な日本の統治形態を「国民の自由に表明せる意思」に委ねるとしたポツダム宣言第12項（連合国回答第4項）を「内政不干涉」原則の表明と理解し、「天皇の国家統治の権限」を侵そうとするものではない、というものであった。

占領開始後においても、政府はこうした解釈を維持し、それは帝国憲法の部分的改正を通じた天皇制存続論の根拠となる。政府案に限らず、日本側の憲法改正案の大部分は、天皇大権の存続を前提とし、ポツダム宣言第10項（民主主義的傾向の復活強化）との調和を図ろうとするものであった。だが、このような解釈は、天皇大権を否定し、「国民主権」を掲げたGHQ草案によって覆され、最終的に1946年11月に公布の新憲法によって天皇大権は否定される。このような転換を合理化してみせたのが、政府の憲法制定作業にも関与していた宮沢俊義教授の「8月革命説」であった。それは、ポツダム宣言第12項を「国民主権主義」の表現するものと解釈し、新憲法の根拠をここに求めようとするものであった。宮沢これを「コペルニクス的転回」と自ら評したが、その「8月革命説」は、統治体制における戦前と戦後の連続性よりも、戦前体制との断絶を意識した「平和国家論」の提唱であり、それは戦後日本の「平和主義」の規範化に大きな役割を果たすのである。

キーワード：天皇制、宮沢俊義、憲法改正、平和主義

はじめに

良く知られているように、「終戦の詔書」に冒頭部分に「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ…」という言葉がおかれている。最終的にポツダム宣言の受諾を決定した1945年8月14日の御前会議後の閣議で、すでに用意されていた詔書案に挿入されたものであった。終戦と和平にあたって、最後まで譲ることのできなかった条件は「国体護持」（＝天皇制の存続）であったが、ポツダム宣言の受諾をめぐる対米交渉において、それが連合国側から確約されたわけではなかった。そこで閣議では「相手方の確認が得られないにしても、詔書のなかに一句を挿入して、みづから宣言すべきだ」との強い意見が出され、この言葉が入ったのである。

政府はなぜ、この言葉に固執したのであろうか。一つの理由は、なお士気旺盛な内外地の軍隊

の武装解除と復員をスムーズに進めるためには、天皇制が維持されたという一方的な自己認識を天皇と政府自身が示す必要があったことにある。ただ、こうした自己認識は、必ずしも内外軍隊の説得のためのレトリックというわけではなく、議論の末にポツダム宣言にその根拠を求めた結果でもあった。

後述のように、日本政府は、国体問題について明確に触れることがなかったポツダム宣言に対して、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を抱かし居らざること」という留保条件付きの受諾電を送る。これに対する連合国の回答(いわゆるバーンズ回答)は、日本側からみてなおも明瞭ではなく、ポツダム宣言の諸条項に照らして複数の解釈が可能であり、激しい議論の末、一つの解釈が天皇による「聖断」という形で選択されるのである。

「聖断」によって選択された解釈とは、バーンズ回答もポツダム宣言も「内政不干涉」原則を表明してはいても、「天皇の国家統治の権限」を侵そうとするものではない、というものであった。占領開始後においても、政府はこうした解釈を維持し、それは帝国憲法の部分的改正を通じた天皇制存続論の根拠となる。だが、このような解釈は、同宣言の解釈に関する「8月革命説」によって覆され、最終的には46年11月に公布の新憲法によって天皇大権は否定される。この間に起こったポツダム宣言に関する解釈の変更は一体、何を意味しているのであろうか。戦後日本の憲法体制の性格を考える上で、見逃すことができない変化が起こっていたのである。

1. バーンズ回答の解釈をめぐる

1945年7月26日に公表されたポツダム宣言に「国体」を容認する方向性を認めたのは、外務省にあっては恐らくスイスの加瀬俊一公使が最初であった。加瀬公使は、ポツダム宣言と対独処理条件と比較し顕著な相違点として、(イ)皇室及び国体について触れていないこと、(ロ)日本主権を認め居ること、(ハ)日本主権の行はるる範圍たる日本国土の一部を認め居ること、(ニ)無条件降伏は軍隊に求め、日本政府に求めていること、などを挙げ、連合国は「日本民族が死をもって擁護しつつある国体の下に国家生活を営み行く基礎を認むる考なること」と指摘していた¹。モスクワの佐藤尚武大使も加瀬公使の意見電を「極めて中正妥当の観察」として同感し、受諾を促す電報を送っている²。しかし、日本政府においては、8月9日の御前会議にいたるまで、ポツダム宣言の条項に照らして、国体護持が可能であるか否かについて厳密な議論となることはなかった。外務省は、加瀬公使の分析と同様に、対独条件より緩やかなものとして受諾の方針に傾いてはいたが、ソ連が宣言に加わっていなかったこと、さらに、近衛文麿特使のモスクワ派遣になお期待を寄せていたことから、政府としてはしばらくノーコメントをもって押し通す方針をとり、この方針が鈴木貫太郎首相による「黙殺」談話の遠因ともなるのである。

原爆投下、ソ連参戦という衝撃のなかで開催された8月9日の閣議、最高戦争指導会議、さらに深夜の御前会議にいたる一連の重要会談では、「国体護持」という絶対条件に他の三条件を付加するか否かが主要な国内的争点であった。しかし、10日未明に終了した御前会議を経て、ポツダム宣言と国体護持の関係こそが主要な争点となる。というのは、外務省が用意した受諾電が、国

1 7月30日加瀬公使発東郷外相宛電(837号)(外務省編『終戦史録』下、新聞月鑑社、1952年)〔以下、『終戦史録』〕、524-525頁。
2 8月4日佐藤大使発東郷大臣宛電(1520号)(同上)、526-527頁。

体護持についての了解を「一方的に言い放つ」（「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を抱合し居らざることの了解の下に受諾す）」という内容であったのに対して、御前会議を経て、国体護持についての明確な保証を連合国側に求める内容とせざるを得なくなったのである³。つまり、連合国側の回答内容こそが、和戦をめぐる政治過程を左右する要因となるのである。

8月10日早朝（米時間）、日本政府の回答が米国側に到着したとき、原爆は長崎にも投下され、参戦したソ連は満州を南下しつつあった。トルーマン大統領はスティムソン(Henry L. Stimson)陸軍長官、レーヒイ(William Leahy)海軍長官、そしてバーンズ(James F. Byrnes)国務長官をホワイトハウスに招集して対策を練った。大統領の質問に、スティムソンは、硫黄島や沖縄の流血の惨事を回避するためにも天皇を活用すべきだ、と答えた。レーヒイは、降伏を順調に進めるためには天皇大権を維持することが必要と考え、日本の提案を受諾するよう提案した。しかしバーンズは、「われわれは、なぜ無条件降伏の要求を後退させなければならないのかわからない。我が方の要求は原爆投下とソ連参戦に先立って提示されたものである。もし何らかの条件が容認されるのならば、その条件を持ち出すのは日本側ではなく、アメリカ側である」と応酬したが、大統領は回答の作成を命じた⁴。国務省に帰ったバーンズが、ベンジャミン・コーエン(Benjamin Cohen)ら同省スタッフを集めて作成した案文が、いわゆる「バーンズ回答」である。主要な条項は以下の2項目であった。

第1項「天皇及日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為、其の必要と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かるものとす」

第4項「日本国政府の確定的形態はポツダム宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意思に依り決定せらるべきものとす」⁵。

これを、そつのない回答として直ちに同意したスティムソンによれば、「日本側の条件を直接、受諾することを避けつつも、日本人に安心を与えるものであった」。すなわち、第1項では、「天皇の権力が最高司令官に従属するものであることを明確に述べることによって、間接的に天皇の地位を認めたもの」であり、第4項は、天皇制の存続の可否に言及することなく、単に、天皇制問題を日本国民の意思に委ねるというポツダム宣言第12項（「日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては連合国の占領軍は直ちに日本国より撤収せらるべし」）を引用したものであり、「すでに約束した以上の約束は何ひとつなかった」⁶。

さて、8月12日早朝、「バーンズ回答」に接した松本俊一外務次官や渋沢信一条約局長ら外務当局は、一読して「兎に角敵も天皇の存続は一応認め此の回答を送ったもの」であり、日本の申出を実質的に受諾したものであるという見解に一致する⁷。バーンズ回答全体について、「ポツダム宣言を繰返えしたるものにしてこれを逸脱した所なく、従って我方において同宣言を受諾すと

3 「松本俊一手記」(1952年3月)。栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録』上下(講談社、1986年)に分散収録されている。

4 W. D. Leahy, *I Was There* (MacGraw-Hill Book Co., N.Y., 1950), pp. 434-435.; J. F. Byrnes, *Speaking Flnkley* (N.Y.: Harper & Brothers Publishers, 1950), pp. 209-208. なお、バーンズ回答の作成経緯については五百旗頭真『米国の日本占領政策』上(中央公論社、1985年)に詳しく、本稿もこれに多くを依っている。

5 外務省仮訳文による。

6 Henry L. Stimson & McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, (N.Y., 1948), pp. 626-627.

7 前掲「松本俊一手記」、「渋沢信一手記」(『終戦史録』下、633-634頁)。

言える以上、今回の回答を諒承せざることは矛盾」であり、これ以上の応酬は日本側の誠意を疑われるのみである、という立場を確認する⁸。ポツダム宣言の範囲を逸脱するものではない、という判断は、前述のスチムソンの立場と同様であり、アメリカ側の意図を正確にとらえていたといえるが、不安材料は、国体問題に関する第1項と第4項にあった。

まず第1項について、外務省は、占領軍が「帝国内に駐屯する以上、主権の行使が占領軍により制限せらる可きは已むを得ざる所」であり、むしろ「真面目に此の点に付事前に我方を諒解せしめんと試みたる」ことは「誠意ある態度」として認めるべきであるとした。この第1項の表現中、“subject to”が問題化することを恐れた外務省条約局が、「従属する」ではなく「制限の下にあり」と翻訳し、大権の制限は一時的、暫定的というニュアンスを表そうとした経緯は良く知られているが⁹、より大きな紛糾が予想されたのは、この第1項よりも第4項であった。

松本俊一次官によれば、予期される反対論は、天皇制の将来は「人民がこれを認めるか否かにかかっている」と読める点であり、直感的に不戦条約問題を想起した¹⁰。1928年に日本がパリで調印した不戦条約は、第1条に、国家の手段として戦争を放棄することを「人民の名に於て」宣言する、とあり、「人民の名に於て」の文言が天皇大権あるいは国体を侵すものとして問題化した。田中義一内閣は、この文言は日本国に限り適用されないもの、との留保宣言を付することによって、ようやく枢密院の承認を得たという経緯がある。

この問題を踏まえて外務省が用意した弁明と解釈は、第4項で「国民の自由意思に委すべし」としている点は「敵側の民主政治的立場よりすれば当然の言葉」であり、また「国体については敵側において内政干渉の意図無きことを諒承すれば足り、敵側の政治観念を我方の夫と一致せしめんとすることの無理なるは不戦条約当時の事例を考慮すれば明瞭なるべし」というものであった。要するに「内政不干涉」の立場の表明として理解したのである¹¹。松本次官はこの解釈をもって東郷外相に報告するとともに、迫水久常書記官長を訪問し、鈴木首相の説得を依頼した。また8月13日、加瀬俊一書記官は、以上の見解を踏襲した岡崎勝男調査局長の意見を松平康昌秘書官長におくっている¹²。

東郷外相は12日朝、まず、鈴木首相に回答文を受諾しても差し支えない旨を伝え、さらに12日午前11時に参内して外務省の意見を天皇に言上した。東郷は第4項について、「先方が日本の好まない政体を押し付ける意嚮のないことをアメリカ流の思想に基づいて表現した迄で、特に日本国民がきめるといふのならば大多数が天皇制を選ぶことは間違いないのだから少しも心配はない」と奏上し、天皇もこの説明を「御嘉納」になったという¹³。東郷は早速、電話でバーズ回答をそのまま受諾することについて天皇が「御嘉納」になった旨を松本次官に知らせ、外務省首脳は一安心であった。

外務省の解釈と対極的に位置していたのが陸軍の解釈であった。すでに12日より独自にバーン

8 外務省調書「バーズ回答文に関する解釈」（8月13日）（『終戦史録』下、645-646頁）。

9 前掲「渋沢信一手記」。

10 前掲「松本俊一手記」。

11 前掲、外務省調書「バーズ回答文に関する解釈」。

12 木戸日記研究会『木戸幸一関係文書』（東京大学出版会、1966年）、510-511頁。

13 木戸日記研究会『木戸幸一日記』下（東京大学出版会、1966年）「以下、『木戸日記』とする」、8月12日の条、前掲『木戸幸一関係文書』、88頁。

ズ回答を検討していた陸軍省軍務局は、全面的に受諾拒否の態度を固める。軍務局の解釈は以下のようなものであった。第1項は「天皇は連合国最高指揮官に隷属しあり、決して対等の地位でない。天皇の上に統治者（支配者）あり、之は国体の根本的破壊である…天皇が他に支配せらるるは寸時と雖も又其の範囲に差異ありとも之皇統の断絶なり、断じて容認し得ず」。また、第4項は、「天皇統治の大権を分離して居る」「天皇の抹殺を前提として、其の措置を合法化することに細心の注意を加へて居るもの…天皇の政府にあらず人民自体の政府として認めて居る」のであった¹⁴。首脳部も即時受諾に反対の態度を固め、吉積軍務局長は、松本外務次官のもとに、荒尾軍事課長は迫水書記官長のもとに、陸軍次官は侍従武官長のもとに、さらに阿南陸相は鈴木総理のもとにいたって受諾反対意見を申し入れた¹⁵。

一方、参謀本部においても、「敵側のあまりに尊大にして我が国礎を動揺せしむる態度に対して御再考を煩はし度き心組」を感じた河辺虎四郎次長は、大西瀧次郎軍令部次長と打ち合わせて両総長の列立拝謁の手續と上奏案の準備を進める。尾形健一侍従武官によれば、「外務省に出し抜かれ」ることを恐れた措置であった¹⁶。ここに陸軍と外務省のせめぎ合いが始まるが、少なくとも陸海両統帥部の徹底抗戦論は沈静化しつつあった。12日早朝、参謀総長、軍令部総長は、参謀次長、軍令部次長の説得に応じて午前8時半に拝謁し、第1項は「帝国の属国化」にほかならず「断じて受諾致し難きこと勿論」のこと、第4項も「絶対受諾致し難きこと」を力説し、「統帥部としては本覚書の如き和平条件は断乎として峻拒すべきものと存じます」とし、政府も同意見であろうから、再度の聖断を求めている。

しかし、蓮沼蕃武官長によれば、両総長は「部下から懇請されて渋々上奏して居るやうな態度」であった¹⁷。河辺次長は、大西軍令部次長に、「敵側の意の儘に屈伏することを唯々諾々承服する案には同意すべきでない所以を最後まで信念的に主張するのが理の当然であると思ふ」と述べてはいるが、「徒に今日迄の行懸りに拘泥して妙な頑張りに固執すべきでないと思ふ」¹⁸とし、徹底抗戦の立場を貫く意思はなかった。この間、天皇も正式の返答ではない放送に対して、「周章して論議立て」することを戒めた¹⁹。天皇の意思は、もはや外務省の見解を支持する方向に大きく傾いていた。

2. 選択としての「聖断」—「内政不干渉論」と未決の国体問題

しかし、東郷や松本の懸念は現実のものとなる。阿南は8月12日11時半ころ首相官邸に鈴木を訪問し、受諾反対論を強硬に説いた。また午後（12時40分ころ）には、平沼騏一郎枢密院議長が

14 「四国回答文の説明要旨」（8月12日軍務課）（『終戦の経緯』厚生省引揚援護局史料室・西原事務官編）〔以下、「西原資料」とする〕、170—173頁。

15 「西原資料」、168—169頁。

16 『河辺虎四郎回想録』（毎日新聞社、1979年）に所収の「河辺次長日誌」、8月12日の条。「尾形健一侍従武官日記」（8月12日）（防衛研究所所蔵）。

17 「蓮沼蕃陳述録」（1950年3月31日、GHQ歴史科聴取記録）。この拝謁に陪席した蓮沼侍従武官長は、「私から見ると両総長は部下から懇請されて渋々上奏して居るような態度でありました。陛下も形式的上奏とお感じになったらしく強い反対は示されませんでした」と述べている（同上）。

18 前掲『河辺虎四郎回想録』8月12日の条。

19 「西原資料」174—176頁。

鈴木のもとにいたり、「国体論」の見地から受諾反対論を述べ、続いて木戸を訪問し、同様の見解を述べた²⁰。平沼の反対論は「天皇制のことは神ながら定まっていることであり、決して日本国民の意思によって定まったことではない」とし、再照会を主張するものであったが、木戸は「私は此の責任当局の見解に信頼して行動する積りです」と応酬している²¹。

この間、午後3時より臨時閣議が開かれていた。東郷は外務省の解釈に沿って、第4項は、大西憲章の精神に基づくものであり、「独裁専制政治」は認められないものの、日本の「国体」は日本人自身が決定すべき問題であること、従って「外部より干渉すべからず」との意味であると説いた²²。これに対して、阿南陸相が、軍務局の解釈を踏まえつつ、ことに第1項、第4項について強く異議を唱え、再照会論を展開した。また、2～3の閣僚からは平沼の国体論と同様の異論が飛び交い、東郷の立場は押され気味であった。

東郷によれば、鈴木首相は、先方の回答は十分ではないとし、戦争継続もやむを得ないという趣旨の発言をしたという²³。また、下村宏務相によれば、鈴木首相は、第1項について「共同宣言を認める以上は当然のことであり、今更論議を重ねる理由なしとの見方」もあり、また第4項について「彼我の国情もちがひ法律の思想の相違により見解を異にすることもある」と外務省の解釈に同調を誘う発言も行っている。しかし、他方では、「大権の変動につき憂慮されることは当然であって、之ははっきりする事が肝要である」と述べ、平沼の国体論にも理解を示す発言もみられたという²⁴。

臨時閣議は正式回答が未着であるとしてひとまず散会となる。散会后、東郷は鈴木首相に、総理の発言は納得しかねるものであり、内閣が戦争継続に傾くようであれば単独上奏もやむなしと強い決意を述べて翻意を迫った²⁵。鈴木がこれにどう答えたのか明らかではないが、東郷はそのまま午後4時すぎに外務省に帰り、松本次官に「かくなる上は自分も辞める外ない」と述べている。「絶望的な気持ち」になった松本は早速、松平内府秘書官長に電話をいれ、東郷の激励を懇請する。松平は東郷を訪問し、木戸に面会するよう示唆した²⁶。6時半、東郷は木戸を訪れ、首相が平沼の意見に賛同した様子を語り、今後の戦争終結の見通しに「聯か不安」を訴え、木戸に説得を依頼した²⁷。一方、松本は6時ころ鈴木首相を訪問し、即時受諾に関する外務省の考えを繰り返し、「偉大なるステーツマンシップ」の発揮を懇願した。鈴木は松本の考えに同感であるが、「中々困難」と苦衷を語っている²⁸。

鈴木との戦後の弁明によれば、戦争継続論に傾いたとの印象を与えたのは「玄黙を守り平沼枢相

20 前掲「蓮沼蕃陳述録」。

21 田中伸尚『ドキュメント昭和天皇5』（緑風出版、1988年）、537頁。『木戸日記』下、8月12日の条、鈴木貫太郎伝記編集委員会編刊『鈴木貫太郎伝』（1960年）、443-444頁。

22 「東郷茂徳陳述録（太平洋戦争の終結の史実に関する元外務大臣東郷氏の陳述）」（1949年5月17日、GHQ歴史科聴取記録）。

23 下村海南『終戦記』（鎌倉文庫、1948年）、135-138頁。東郷茂徳『時代の一面』（原書房、1985年）、365頁。

24 下村、同上。

25 閣僚懇談会（臨時閣議）後の2時に内奏した鈴木首相は、国体論からの異議があることを言上すると、天皇は「それではよく研究するように」と指示されたという（前掲「松本俊一手記」）。

26 『木戸日記』、1225頁、前掲「松本俊一手記」。

27 『木戸日記』、1225頁。

28 前掲「松本俊一手記」。

の意見に反対を表せざりし故に誤解を生じたるならん」というものであるが、鈴木が「心境の変化」を見せたのは事実である²⁹。この日、陸軍のクーデターの計画を仄聞していた東郷にとっては最も「危機いたれり」と感じた瞬間であったという³⁰。鈴木が「心境の変化」を翻意させたのは9時半からの木戸との会見であった。

木戸は鈴木や東郷らとの会見以前の午後2時半に拝謁して「国体論」による受諾反対論の存在を奏上しているが、その際、天皇は次のようにその「内意」を明らかにしたという。

「連合国の回答の中に『自由に表明されたる国民の意思』とあるのを問題にして居るのであると思うが、それは問題にする必要はない。若し国民の気持が皇室から離れて了って居るのなら、たとえ連合国側から認められても皇室は安泰と云ふことにはならない。反対に国民が依然皇室を信頼して居て呉れるのなら、それを国民が自由に表明することによって、皇室の安泰も一層決定的になる。これらの点をハッキリ国民の自由意志の表明に依って決めて貰うことは好いことだと思う。」³¹

木戸は「陛下がこう迄徹底的にお考えになって居られる以上終戦は必ず実現し得るとの自信を強めた」と述べている³²。

午後9時半、木戸は鈴木に来室を求め、外務省の研究を信頼して受諾するほかはないこと、「仮令国内に動乱等の起る心配ありとも断行の要を力説」した。木戸の内大臣としての行動準則は、国内の分裂や動揺を極力回避することであったが、ここにそうした危機を賭しても敢えて終戦の断行の必要を説いたものであった。木戸をしてこうした決断を固めさせたのは天皇の「内意」であり、鈴木もまた、バーンズ回答受諾の決意を揺るぎないものとしたとみられ、「全然同感」の意思を明らかにしている³³。木戸は直ちに東郷に説得の成功を伝え、東郷の単独辞職あるいは総辞職という危機はここに回避された。

この間、12日の午後3時から6時過ぎまで皇族会議が開かれ、13人の皇族を前に天皇はポツダム宣言の受諾について協力を求めている。朝香宮が「国体護持が出来なければ、戦争を継続する

29 『昭和天皇独白録』によれば、「心境の変化」を見せてきた鈴木に、「私〔天皇〕は東郷をして鈴木と話し合いをさせて、鈴木を気持を固めさせた」という（寺崎英成『昭和天皇独白録 寺崎英成・御用掛日記』文藝春秋、1991年、131頁）。迫水久常内閣書記官長は、「平沼枢相が国体論の立場より反対せられたることあるも、鈴木総理はそは見解の相違に依るものなりとして敢てその説を採り上げられざりしも、之が為に幾分の困難は生じたり」と述べている（木戸日記研究会『木戸幸一日記・東京裁判期』（東京大学出版会、1980年、365頁）。

30 前掲「東郷茂徳陳述録」。

31 「木戸幸一陳述録（終戦時の回想若干）」（1950年4月17日、GHQ歴史科聴取記録）、および前掲『木戸幸一関係文書』、135頁。巢鴨拘置所における聴取記録のなかで、発言時期は明示されていないが、「人民の自由意思による政府云々が陸軍方面にて国体に反するとの論を生じたとき、陛下は人民が自由意思で天皇制を支持すればそれでいいので、こちらから天皇制を押付けることはないとの御考」であり、この点は陸軍の「押し付け様とする考へ方と大変違ふのである」と説明している（前掲『木戸幸一日記 東京裁判期』555頁）。

32 前掲「木戸幸一陳述録」。

33 『木戸日記』、1225頁、前掲『木戸幸一関係文書』88-89頁。馬場明『『大東亜戦争』の終結と鈴木貫太郎』（同『日露戦争後の日中関係』原書房、1993年）によれば、鈴木が平沼の意見に賛同したように木戸日記に記されているのは、木戸の「宣誓口供書速記録」への鈴木自身の注記などから、鈴木が平沼の意見に玄黙を守っていたために誤解されたもの、という（534-535頁）。

か」と質問し、天皇は「勿論だ」と答えたという。しかし、国体護持という一条件のみでほぼ全ての皇族の賛同を得られ、木戸は「此の集まりは非常に好結果なりし様、拝察す」と記している³⁴。12日夜、阿南は皇族会議を終えた三笠宮崇仁親王（航空総軍参謀）と会見し、宮を通じて天皇の翻意を求めようとするが、林三郎秘書官によれば、三笠宮は「陸軍は満州事変以来、一度も大御心に副うような行動をしなかった、こういう時期に及んで未だ抗戦を続行するというのはもっての外だ」と咎めている³⁵。翌13日朝、阿南はさらに木戸を訪問し、「第4項はあの儘としては認め難し」と申し入れる。木戸は「第四項については外務当局の解釈としては差支なし」と突っぱねている³⁶。もはや、陸軍の再照会論が浮上する余地はなくなっていた。

連合国の正式回答は8月13日早朝に到着し、その日の午前9時から午後5時30分まで最高戦争指導会議構成員会議および4時からの閣議において改めてその諾否が議論される。主な争点はやはり第4項にあり、前日とほぼ同様の議論が繰り返される。梅津参謀総長や阿南陸相は、第1項、第4項に異議をとらえて再照会を主張した。さらに、保障占領と武装解除について要求を追加すべきとも説いた。東郷は前日と同様の議論をもって応酬するが、「内政不干渉」に対する豊田副武軍令部総長の次のような反論は目新しいものであった。

豊田総長の指摘は、「占領下の国民の一般投票で日本の国体を決定するということになった場合に、もし占領軍の方でそういう意思があれば、日本の国体を変更するような結果に導くことはあまり困難ではあるまい」というものであった。そこで豊田は、黙しているよりも「此の際たとえ容れられなくとも、此方の意見を述べて置かないと、後で何も言えなくなる」という。これには梅津や阿南が賛成した³⁷。

つまり、将来の政府形態の選択を国民の自由意思に委ねた場合、天皇の統治権を容認し、皇室の存続を保障する政府が果たして生まれるか、さらに、天皇に対する国民の信頼は失われなくても、米国の占領下において果たして自由な選択というものが可能であろうか、こういった不安を豊田は代弁したものであった。

これに対して東郷は、「ザールが仏蘭西の強制力下に人民投票を行ひしときにも、独逸に帰属せる前例あり、況んや日本に於ておや」と反論し、これに米内、鈴木が同調した。さらに、東郷は、「国民の自由意思…」の言葉の変更を求めているかどうか、という豊田の主張に、1928年の不戦条約調印の際に、英米は「人民の名に於て」の言葉の変更は不可能として、日本側の国内的解釈に任せたように、今回の場合もそれと同じように解釈すれば問題はない、と答えている³⁸。

午後4時からの閣議では、鈴木が全閣僚の意見を聴取する形で進行した。数名の閣僚が再照会論を展開するが、それらの根拠の多くは国体は民意に問われるべき性格の問題ではないとする点にあった³⁹。

34 前掲『昭和天皇独白録』129頁。木下道雄『側近日誌』（文藝春秋、1990年）にも同様のやりとりが記されている（228頁）。

35 「林三郎陳述録（終戦に対する陸軍、特に阿南陸相の立場）」（1949年12月23日、GHQ歴史科聴取記録）。「機密作戦日誌」（陸軍省軍務課）（参謀本部所蔵『敗戦の記録』原書房、1967年）、8月12、13日の条。

36 木戸幸一「戦争終結への努力」（前掲『木戸幸一関係文書』）、90頁。

37 豊田副武『最後の帝国海軍』（世界の日本社、1950年）、217-218頁。

38 同上。

39 例えば、「日本の国体は神代の時代から決って居るので国民の意思によって決定せらるるのではない」、「民意により政体を決することは断じて忍び得ない」とする意見である。また安倍内相は、第4項は「国

一方、鈴木は、回答文を「再三再四読む中に、米国は悪意で書いたものではない。国情は互いにちがう、思想もちがう。實質に於て天皇につき変更するにあらざることを感じ、文句の上につき異議をいうべきでない」と述べている⁴⁰。鈴木はこの発言はその日の午後松本次官によって届けられたスウェーデンの岡本季正公使からの情報が念頭にあったことは想像に難くない。

岡本電（13日午前に着）は、現地新聞に掲載されたバーズ回答の発出経緯に関するロンドン、ワシントン特電を伝え、天皇制の廃止や無条件降伏を主張するソ連など連合国内部の反対論を、「天皇の地位を認めざれば日本軍隊を有効に統御するものなく、連合国は之が始末になお犠牲を要求せらるべし」として米国政府が押し切ったものであり、それは「米側の外交的勝利」であり、実質的には日本側条件を是認するものであると指摘していた⁴¹。

松本次官はこの岡本電を「われわれの想像した通り、米国は相当の反対を押し切って、我方の申出に対して、顧みて他をいうことに依り、間接に我方の要求を認めたもの」と理解し、直ちに鈴木首相に手渡し、即時受諾の決定を重ねて懇請していた⁴²。

鈴木はこうした情報を踏まえたうえ、「本日の閣議のありのままを申し上げて御聖断を仰ぎ奉る所存であります」とこの閣議を結んだ。閣議終了後、鈴木は迫水と相談のうえ、直ちに木戸と会見し、宮中の思召によって御前会議を開催するという方法を提案し、木戸の賛同を得る。内閣側からの御前会議開催の手続きは両総長の承認が必要であったが、それが容易とは考えられなかったからである⁴³。

8月14日午前11時少し前より最後の御前会議が開かれ、「聖断」によりポツダム宣言の受諾が決定した。御前会議における天皇の「御詔」は、バーズ回答の第4項に触れ、「国体問題に就て色々疑義のあると云ふことであるが、私は此の回答文の文意を通じて先方は相当好意を持って居るものと解釈する。先方の態度に一抹の不安があると云ふの一応尤もだが私はさう疑ひたくない。要は国民全体の信稔と覚悟の問題であると思ふ」⁴⁴と述べ、外務省の解釈に同意するという意思を明瞭に示した。

聖断にいたる経緯から少なくとも3つの選択肢が存在したことが判る。第1は、バーズ回答の文面では相変わらず国体護持について明確でないことから、ポツダム宣言の受諾を拒否し、徹底抗戦を貫くという選択である。第2は、再度、連合国側に照会するという選択である。そして

体にふれると考へる。況んや保証占領とありては国体の護持は出来るや否や疑を持つ。延安には共産主義中心の日本解放運動もある」と論じ、延安にあって民主戦線結成をもくろんでいた野坂参三の行動に注目しているのは興味深い(下村海南『終戦記』鎌倉文庫、1948年、144頁)。

40 下村海南『終戦秘史』(講談社学術文庫、1989年)、128頁。

41 8月12日岡本公使発東郷宛電(525号)、『終戦史録』下、672-673頁、「西原資料」、218頁。

42 前掲「松本俊一手記」。東郷もまた各種の情報から「英側支持の下に米国政府の当路者が先方回答案の程度に取纏めた模様」と観察し、さらに再照会によって修正を求めることはソ連や中国に口実を与え、交渉決裂の恐れがあるものと見なしていた(「枢秘院本会議に於ける説明」前掲『終戦史録』下、761-762頁)。

43 前掲、馬場『大東亜戦争』の終結と鈴木貫太郎 536-537頁、前掲『木戸幸一日記・東京裁判期』365頁、迫水久常『終戦の真相』(非売品) 60頁。木戸によれば、宮中の思召による御前会議の取り運びは木戸の発意で進んだことになっているが(前掲『木戸幸一関係文書』、90-91、135-136頁)、むしろ鈴木のアジアテヴによって異例の御前会議が可能となった。聖断という方式については木戸も以前から考慮していたものであったが、職務上、御前会議の参加メンバーや開催日時、運営のアジアテヴは内閣にある。

44 前掲、下村『終戦記』150-151頁。

第3は、天皇の「御詔」が述べるように、国体護持について一抹の不安を感じながらも、連合国の「好意」に信頼してポツダム宣言を受諾するという選択であった。

終戦和平には、条件、タイミング、方法という三つが揃うことが必要であるとすれば、当時の内外情勢からして、恐らく第3の選択がもっとも適切なものであったであろう。だが、繰り返し述べたように、第3の選択は国体護持について、連合国側の保証を得たものではなかったのである。

3. 天皇制と民主主義—「一君万民」政治論

8月14日の御前会議後の詔書の文案に関する閣議で、「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ…」という言葉の挿入を強く主張したのは、阿南陸相であった。「相手方の確認が得られないにしても、詔書のなかに一句を挿入して、みづから宣言すべきだ」との考えからであった⁴⁵。詔書の作成にかかわっていた大東次官・田尻愛義は、「国体の本義」は道義であり、政治体制の変化にかかわらず、長期にわたって培われた「日本特有の民族感情と意識、国民道徳」であると理解し、統治制度の問題ではないと主張していた。従って、田尻は「国体の『護持』というのは国民の側が使う言葉であって天皇の言葉ではない」として、終戦の詔書から「朕茲に国体を護持し得て」の部分の削除を主張した。しかし、迫水書記官長や阿南陸相は、「軍が部隊の反乱を抑えるのにどうしてもこれを必要とする」と主張して受け入れなかったという⁴⁶。

少なくとも陸軍は一連の「降伏交渉」を経て国体護持が可能となったとは考えていなかったが、それを納得させ、武装解除と復員に導くためには、国民や政府ではなく天皇自身が国体を護持しえたという確信を有していることを詔書に示す必要があった。このような配慮は、8月15日午後6時、陸相と参謀総長の連名によって各軍司令官に打電された「帝国の戦争終結に関する件」にもみることができる。全軍に戦争終結を公式に通達したこの電報は、ポツダム宣言の条項受諾を決断した理由を、天皇自身が第4項について「帝国の国体を毀損せんとするものとは思考せず」と理解し、政府・統帥部がこれを「拝承」したがためである、と述べている。

終戦後の陸軍は、その解体まで天皇大権が維持されたという一方的な自己認識を保持し続けることとなる。例えば、皇室批判の自由を許容した10月4日の覚書について、陸軍はこれはポツダム宣言の逸脱であり、「天皇主権の侵害ならずや」と受けとめたことは、そのことを物語っている⁴⁷。こうした配慮は、陸軍の復員と武装解除の実施に効果があり、終戦処理が平穏になされた一つの理由であろう。

だが、こうした配慮のためのみ天皇大権が維持されたという一方的な解釈を保持し続けたわけではないことは、縷述してきた通りである。バーンズ回答の第4項（ポツダム宣言第12項）を「内政不干涉」とみなす解釈に根拠を求めていたのである。

45 迫水久常『機関銃下の首相官邸』（オリエント書房、1973年）、248頁。

46 田尻愛義『田尻愛義回想録』（原書房、1978年）、130-132、136-137頁。

47 「尾形健一侍従武官日誌」(10月4日、5日、防衛研究所所蔵)。また、最後の陸相であった下村定中将は、陸海軍の解体を目前に控えた口演において、それまでの業務を振り返り、「先方の要求をポツダム宣言条項の範囲内に局限し、かつ之が実行方法を天皇の大権」に「抵触せしめざることに努力」してきたと述べている(下村「口演」10月30日、「連合国トノ折衝関係綴」巻1、防衛研究所所蔵)。

例えば、8月15日の枢密院本会議における政府（外務省）の説明⁴⁸は、国民の自由意思によって政府形態を決定するという考え方は、大西洋憲章にも、ポツダム宣言にも同主旨が見られるのであり、「之は直ちに日本国の国体は人民投票等に依って決すべきなりとの趣旨に解すべきではなく、日本の国体は日本人自身が決定すべき問題であって外部より干渉すべきものに非ずといふ意味に解するのが素直な見方」と説明し、内政不干渉論を展開していた。8月14日午前の最後の御前会議における天皇の「御詔」は、とりもなおさず、こうした外務省の解釈を受け入れるという意思表示であった。

しかし、こうした解釈の正当性を保証する根拠は、占領開始後であっても連合国側からは何も得られなかった。米国政府が、日本占領を間接統治とし、最高司令官は「天皇を含む日本国統治機構および諸機関をつうじてその権限を行使する」方針を最終的に確定したのは8月末の「降伏後における米国の初期の対日方針」（SWNCC 150-4、以下「初期の対日方針」）においてであったが、天皇制の存続や天皇の地位の保証を意味していなかった。間接統治方針には、天皇制を「支持するものではなく、利用する」という限定があり、また、東京裁判との関連で天皇の訴追という問題が残っていたからである。

外務省条約局の下田武三第一課長が起草した8月9日付の「米英支ポツダム宣言の検討」と題する文書は、宣言が軍隊にのみ「無条件降伏」を求めていること、「左記は吾人の条件なり」と「条件」なる言葉を用いている点などの「政治的含蓄」に注目し、法的には対独処理と異なり、「実質的には事前に条件を提示する和平勧告」とする理解を示している⁴⁹。東郷外相もこうした理解を基礎に、日本は「有条件講和の申出」を降伏交渉によって合意に導いたものであり、その意味では、当事者双方を拘束する国際的合意としてポツダム宣言を位置付けていた。

こうした法的解釈の受け入れを拒絶していたのは、8月17日に成立した東久邇宮内閣に再び外相として返り咲いた重光葵であった。重光にとって「総力戦」時代の降伏は法的問題ではなかった。確かに、ポツダム宣言には軍隊のみに無条件降伏の文字が使用され、「内閣閣議に於ても降伏は国家に関する限り無条件ではない。ポツダム宣言中に掲げてある条件に付ては日本も亦其の解釈に付て発言権を有するもの」とする議論もあるが、それは「自己満足」にすぎないのであり、「敵側は日本はポツダム宣言を無条件に承諾したと解して居り、更に之を無条件に日本に実施せんと既に意を決して居る」のであった⁵⁰。「総力戦に於ける敗者には国家に対しても国民に対しても、無条件降伏以外には認められぬ新しい国際観念を作り出した」のであった。

重光は、東久邇宮首相の「全国民総懺悔論」にも与することはできなかった。重光によれば、過去の政軍指導者は程度の差こそあれ全て戦争責任を負うべきであり、擁護すべきは皇室と国民であった⁵¹。重光は、こうした観点から日本の手による自主裁判構想にも賛同していた⁵²。政軍指導者の戦争責任問題に対する厳しい姿勢と、皇室・国民擁護論とは、敗戦の意味をどのようにとらえるか、という問題と不可分であった。

重光は、「無条件降伏」という敗戦の現実を積極的に受け入れ、自ら「国内革新」に乗り出すべ

48 『終戦史録』下、756-757頁。

49 同上、527-528頁。

50 前掲、『続・重光葵手記』、282頁。

51 伊藤隆ほか編『続・重光葵手記』（中央公論社、1988年）、253-254頁。

52 伊藤隆ほか編『重光葵手記』（中央公論社、1986年）、551頁。

きであるとする。8月23日の初の上奏で、重光は「ポツダム宣言の完全履行による内政革新」をまず優先目標とすべきことを述べているが、「内政革新」のためには、「我方としては敵側の要求を俟つことなく自主的にポツダム宣言の内容を実現」することが必要であった⁵³。

すなわち、ポツダム宣言第10項は、「民主主義の復興」を要求しているが、「日本の民主主義運動は今日始まったものではなく、歴史は明治初年にも溯るのであって、其運動が遂に紂と挫折した⁵⁴ことに注目し、「一君万民」政治の復活をはかるべきであるとする。重光によれば、「日本の民主主義」たる「一君万民」政治の発展成長を妨げたのは、「軍部階級」であり、これを取り除き「帝国が一君万民の実を挙げ、陛下の御心を国民の心とし、国民の意を以て陛下の意となすに於ては、茲に彼等の要求する民主主義は実現せらるべく、否、我肇国以来の姿は顕現せらるべし⁵⁵という。

要するに、天皇制と民主主義は両立するという議論であり、これをポツダム宣言との関連で正当化を試みた文書が、外務省が作成した「ポツダム宣言受諾に関する往復文書の説明」（8月27日）である⁵⁶。これによれば、バーンズ回答第4項は「政体のみ言及し国体には触れざるもの」と認められ、ポツダム宣言第10項において「民主主義的傾向の復活強化」を要求している点とあわせ考えれば、「民主主義と天皇統治の国体とは何等矛盾し居らざることを暗黙に承認したるもの」と解釈できるのであった。

かくして重光は、建国以来の「日本的民主主義」（一君万民）政治の復活こそが、ポツダム宣言第10項の目的に適切であるという確信に基づいて、自主的な「内政革新」のために、率先して憲法改正問題の研究に着手するのである⁵⁷。自主的に「日本的民主主義」の復活を図ることが、共産主義の浸透を防ぎ、民主陣営に参入する前提と考えられたのである。

4. 「八月革命説」をめぐって一新憲法と天皇制

さて、重光は、天皇制と民主主義は両立するという議論の先鞭をつけて退陣（9月17日）するが、10月11日に外務省がまとめた「憲法改正大綱案」は、憲法改正の「指導理念」として次の3点を挙げ、内大臣や枢密院など「天皇と国民との中間機構の排除」が必要であるとしている⁵⁸。(1) 天皇の地位に関する現行憲法の建前は之を堅持すること（国体の護持）、(2) 「君」と「萬民」との間に介在し来れる従来の不純物を除去すること（一君萬民の政治）、(3) 真に民意を基礎とし国民の福祉増進を目的とする政治を実現すること（民本主義）。

この外務省案は、重光の構想にも適うものであったが、ポツダム宣言との関連では、同宣言第12項（バーンズ回答第4項）を「内政不干涉」原則と理解した上で、「民主主義的傾向の復活強化」を求める第10項は、天皇統治と「民主主義」との調和のメカニズムの復活を求めているという解釈に立脚していた。

53 同右、233頁、240-241頁。

54 同右、404頁。

55 同右、237頁。

56 『終戦史録』下、756-762頁。

57 『続・重光葵手記』、357頁。

58 江藤淳編、江藤淳編『新装版 占領史録』下（講談社、1995年）、75-77頁。

こうした解釈に懐疑的であったのが芦田均であった。芦田は「現行憲法がポツダム宣言の第10条と相容れない点をもって居る…欽定憲法といふ思想そのものがアメリカ人の言ふデモクラシーと相容れない」⁵⁹という議論を展開していたが、それは少数であり、憲法学者の間では外務省の解釈が有力であった。

例えば、9月末に外務省の招きで講演した宮沢俊義教授は、ポツダム宣言第10項にいう「民主的傾向の助成」に関連し、「帝国憲法は民主主義を否定するものに非ず。現行憲法にて十分民主的傾向を助成し得るも、民主的傾向の一層の発展を期待するため改正を適当とする点」として、天皇の大権事項は、「国務大臣の輔弼を考ふれば必ずしも民主主義と矛盾するものに非ず。殊に統帥権の独立の消滅は大権を総て国務大臣の輔弼の下に置く結果となり、而も国務大臣は議会と多少とも影響せらるることを考慮せば民主的傾向は十分保障せらるべし」と論じた⁶⁰。

ポツダム宣言第10項に立脚する憲法改正論の集約点が45年10月に政府が設置した憲法問題調査委員会（いわゆる松本委員会）の憲法改正案であった。松本委員会が翌46年2月にGHQに提出した「憲法改正要綱《甲》案に関する一般的説明」⁶¹は、次のように記す。

「今回の憲法改正案の根本精神は憲法をより民主的とし完全に上述せるポツダム宣言第十項の目的を達し得るものとせんとするに存り」

「日本国が天皇に依りて統治せられたる事實は、日本国歴史の始まりたる以来、不斷に継続せるものにして、此制度を維持せんとするは我國民大多數の動すべからざる確信なりと認む。仍て改正案は…天皇が統治権を総攬行使せらるるの制度を保持することとせり」。

ここには、ポツダム宣言の条項（第10項）に改憲の根拠を求める限り、天皇制の存続は許容されるという確信が横たわっている。ところが、このような確信のもとに練り上げられた松本委員会の憲法改正案は、直ちにGHQによって否定され、46年2月初旬、GHQ草案（「マッカーサー草案」）が示されるのである。日本側指導者のショックは計り知れないものがあったが、これをやはりポツダム宣言に依拠して合理化してみせたのが、46年5月に宮沢教授が発表した論文「八月革命と国民主義」⁶²であった。すなわち宮沢教授は、改憲の根拠を、第10項ではなく第12項（自由に表明せる国民の意思）に求める。

「〔ポツダム〕宣言のなかに『日本の最終的な政治形態は自由に表明せられた人民の意思にもとづいて決せられる』といふ趣旨の言葉がある。ここに注目する必要がある。この言葉はいったい何を意味するのでろうか。いふまでもなく、日本の最終的な權威が人民の意思にあることを意味する。…ほかの言葉でいへば人民が主権者だといふ意味である。…この変革は、憲法上からいへば、ひとつの革命だといはなくてはならぬ…日本の政治の根本義がここでコペルニクス的ともいふべき転回を行ったのである」。

これがいわゆる「8月革命説」である。元来、日本の指導者にとってポツダム宣言第12項（これを踏襲したバーンズ回答第4項）は、天皇大権を否定せざるものとして、外務省の解釈によっても連合側「内政不干涉」の意思を表すものと解釈したうえで受諾したものであった。したがって、松本委員会の改正案に限らず、日本側の改正案の大部分は、天皇大権の存続を前提とし、

59 進藤栄一ほか編『芦田均日記』第1巻（岩波書店、1986年）、52頁。

60 同上、79-85頁。

61 前掲、江藤編『新装版 占領史録』、163頁。

62 『世界文化』（1946年5月号）。

第10項(民主主義的傾向の復活強化)との調和を図ろうとするものであった。しかし、「8月革命説」は、第12項を「国民主権主義」の表現するものと解釈し、新憲法の根拠をここに求めようとしたのである。米国側によって作成された新憲法の根拠として第12項が活用されるのである。この宮沢教授の立場は、バーンズ回答第4項が「人民主権」なるがゆえにポツダム宣言受諾に強硬に反対した陸軍省軍務局の解釈と同一であったが、それはまさしく「コペルニクス的転回」であったに違いない。

いずれにせよ、「8月革命説」は、新憲法が規定する「国民主権」を合理的に説明するための論拠となる。46年6月、新憲法草案に関する日米折衝の過程において、天皇制問題に触れた民政局のケーディス(Charles Kades)は、「天皇を除去せよとの要求を斥ける唯一の方法は、国民が何時でも欲するならば天皇を除去し得る道を拓いておくことである」⁶³と指摘し、ポツダム宣言第12項に基づき「主権在民」の規定を新憲法に設けたのであると説明している。ケーディスの説明にしたがえば、「主権在民」原則の憲法挿入と引き換えに、天皇制の存続が保証されたと言い得るのである。

5. 結びにかえて—「平和主義」の規範化

宮沢は松本委員会の一委員として、「ポツダム宣言第10項の目的を達するため」に起草された「憲法改正要綱」の本文や説明文書の作成にも深く関与していた。その宮沢が、その部分的改正論の立場を放擲して、「8月革命説」を採用するに至ったのはなぜであろうか。

この問題を考察した江藤淳は、宮沢はGHQ草案を検討する機会を与えられ、それが国際合意としてのポツダム宣言を「逸脱する」性格のもので、むしろ「初期の対日方針」(前掲)に準拠していることを知った。しかし、米国政府の内部文書である「初期の対日方針」にGHQ草案の根拠を求めることは困難であり、そこでポツダム宣言第12項に根拠を求めたのだ、という。こうした検討を踏まえ、江藤は、「8月革命説」とは『「初期の対日方針」の意図を隠蔽しつつ、同時にこれを合理化しようとした手品のような学説』と評した⁶⁴。

だが、詳細は省くが、「初期の対日方針」は必ずしもポツダム宣言を「逸脱」しているとは言い切れない。とすれば、何が宮沢を「8月革命説」に駆り立てたのであろうか。

宮沢は、「8月革命説」を『改造』(46年3月号)に、「憲法改正について」という一文を掲載し、「このたびの憲法改正の理念は一言でいえば、平和国家の建設といふことであらうと思ふ。…憲法改正は専らこの理念にもとづいて為されなくてはならない。…いちばんいけないことは、真に平和国家を建設するといふ高い理想をもたず、ポツダム宣言履行のためやむなくある程度の憲法改正を行ってこの場を糊塗しようとする考へることである」と論じている。

さらに、軍に関する規定について、「平和国家として再建して行かうといふ理想に徹すれば、…日本は永久に全く軍備を持たぬ国家—そのみが真の平和国家である—として立って行くのだといふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ。」とも記し、すでに戦争放棄条項の存在を知っていたかのような書き振りである。実際、江藤が指摘するように、この一文を執筆する以前

63 前掲、江藤編『新装版 占領史録』、353頁。

64 同上、406-413頁。

にGHQ草案を眼にしていた。

宮沢は、GHQ草案に触れ、戦争放棄・武装放棄を根本理念とする「平和主義」を憲法の根幹にすえ、その規範化を図らない限り、戦前体制の克服は困難との思いに至ったのではなからうか。法治国家擁護のための法実証主義が硬直的に適用されたことから、法の名のもとに強権政治を招き、戦争を正当化し、憲法体制の崩壊を招いた。こうした過去との断絶のためには、ケルゼン的な法実証主義の立場を超える必要があった。宮沢によれば、日本は、政治の大方針や道徳の準則を成文法で定めるのは無意味と考える癖から脱する必要があるという。「永年の軍国主義を捨てて平和主義を確立しようとする日本である。その新しい大原理を明文をもって憲法に定めてこそ憲法改正の意味があるのではないか。…とりわけ現在のような大変革が行われる際には高い理想にもとづく大きな原理をプログラムとしてかかげることが望ましい。」⁶⁵

こうした宮沢の「平和主義」の憲法規範論の延長に位置するのが横田喜三郎の国際規範論である。新憲法の制定を契機として、「平和主義」の国際的な規範性を訴える横田の主張は、国際政治論においても正統的な地位を占めていた。「平和主義」の国内的規範化が平和憲法であるとするれば、国際的な規範化をアピールすることも日本の役割であると認識された。横田は、第一次大戦後の戦争違法化の流れにあるものとして戦争放棄の規定を積極的に評価し、その延長線上に世界主権論や世界政府論を説いていた⁶⁶。

また、平和条約の準備作業に着手していた外務省の最初の研究報告（46年5月）においても、講和に臨むにあたって、「国際正義」の確立のため、日本は非武装の「永世中立国」をめざし、平和条約には戦争放棄の趣旨を規定する一方、「国際連合より更に一步を進め世界政府の樹立の原則」や「調印国は国家の政策の手段としての戦争を放棄する旨の規定を国内法中におくことが望ましきこと」を主張するものとされていた⁶⁷。しかし、こうした議論は、あまりに法律的で、規範的であり、戦争の原因となりうる政治的不公正や経済的不平等の問題を捨象しているとして批判をあび、やがて後退することになる。

こうして、横田や戦後初期の外務省の「平和主義」の国際規範化の試みは国際的には受け入れられなかったが、宮沢の説く「平和主義」の憲法規範論は国内的に受け入れられ、実際の制憲過程にも反映されたという相違がある。

以上の過程は、戦後日本の「平和主義」が、きわめて内向きの規範的議論に終始してきた所以を映し出しているのである。

65 枢軸諸国における統治体制の断絶による「過去の克服」という議論は、石田憲『敗戦から憲法へ 日独伊憲法制定の比較政治史』（東京大学出版会、2009年）が参考となる。引用は本書による。

66 横田の議論については、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人（下）』（木鐸社、1995年）、501-526頁。また、酒井哲哉『近代日本の国際秩序構想』（岩波書店、2007年）、34頁、58-59頁、252-253頁も参照。

67 外務省戦後記録「平和条約問題研究幹事会 第一次研究報告」（1946年5月）。